

# (韓国) 出入国管理法

[施行 2009. 6. 20] [法律第 9140 号、2008. 12. 19 一部改定]

## 【用語の解説】

(韓国) (日本)

- ・滞留……在留
- ・発給……発行
- ・就業……就労
- ・出席……出頭
- ・検査……捜索
- ・尋問……取調
- ・法院……裁判所

## 第 10 章 罰則

第 93 条の 2(罰則)①次の各号のいずれか一つに該当する者は、7 年以下の懲役又は禁固に処する。

1.この法律により保護又は一時保護された者として、逃走する目的で保護施設又は器具を破損又は人に対する暴行又は脅迫を加え、2 人以上で合同して逃走した者

2.この法律により保護又は強制退去のため護送中にいる者として、人に対する暴行又は脅迫を加え 2 人以上で合同して逃走した者

3.この法律により保護・一時保護された者及び保護又は強制退去のため護送中にいる者を奪取又は逃走させた者

②次の各号のいずれがに該当する者として、営利を目的とした者は 7 年以下の懲役又は禁錮又は 5 千万ウォン以下の罰金に処する。

1.第 12 条第 1 項又は第 2 項の規定により入国審査を受けなければならない外国人を集団で不法入国させ、又は斡旋した者

2.第 12 条の 2 第 1 項の規定に違反して外国人を集団で不法入国又は不法出国させ、又は大韓民国を經由して他の国に不法入国させる目的で船舶等を提供し、又はこれを斡旋した者

3.第 12 条の 2 第 2 項の規定に違反して不法に入国した外国人を集団で大韓国内において隠匿又は逃避させる目的で交通手段を提供し、又はこれを斡旋した者

第 93 条の 3(罰則) 次の各号の 一に該当する者は、5 年以下の懲役又は禁錮又は 3 千万ウォン以下の罰金に処する。

1.第 12 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反して入国審査を受けず入国した者

2.第 93 条の 2 第 2 項各号の一に該当する罪を犯した者(営利を目的とした者を除く)

第94条(罰則) 次の各号の一に該当する者は、3年以下の懲役又は禁錮又は2千万ウォン以下の罰金に処する。

1. 第3条第1項の規定に違反して出国審査を受けず出国した者

2. 第7条第1項又は第4項の規定に違反して入国した者

2の2. 第12条の2の規定を違反した者として、第93条の2第2項又は第93条の3の規定に該当しない者

2の3. 第7条の2の規定に違反した者

3. 第14条第1項の規定による許可を受けず上陸した者

4. 第14条第3項の規定による条件に違反した者

5. 第17条第1項、第18条第1項・第5項、第20条の規定に違反した者

5の2. 第18条第3項の規定に違反した者

6. 第18条第4項の規定に違反して、就業活動ができる滞留資格を有しない外国人の雇用を業として斡旋・勧誘した者

6の2. 第21条第2項の規定に違反して、勤務先の変更又は追加許可を受けていない外国人の雇用を業として斡旋した者

7. 第22条の規定による制限等に違反した者

8. 第23条・第24条又は第25条の規定に違反した者

9. 第28条第1項又は第2項の規定に違反して出国した者

9の2. 第33条の2の規定に違反した者

10. 第69条又は第70条の規定に違反した者

第95条(罰則) 次の各号の一に該当する者は、1年以下の懲役又は禁錮又は1千万ウォン以下の罰金に処する。

1. 第6条第1項の規定に違反して入国審査を受けず入国した者

2. 第13条第2項の規定による条件に違反した者

3.第15条第1項・第16条第1項又は第16条の2第1項の規定による許可を受けず上陸した者

4.第15条第2項・第16条第2項又は第16条の2第2項の規定による条件に違反した者

5.第18条第2項又は第21条第1項の規定に違反した者

6. 削除

6の2.第21条第2項の規定に違反して、勤務先の変更又は追加許可を受けていない外国人を雇用した者

7.第31条の規定に違反した者

8.第51条第1項・第3項、第56条又は第63条第1項の規定により保護又は一時保護された者として、逃走又は保護又は強制退去等のための護送中において逃走した者(第93条の2第1項第1号又は第2号に該当する者を除く)

9.第63条第2項の規定による条件に違反した者

10.虚偽その他不正な方法により、第76条の2第1項の規定による難民の認定を受けた者

第96条(罰則) 次の各号のいずれかに該当する者は、1千万ウォン以下の罰金に処する。

1.第71条第4項の規定による命令又は制限に違反した者

2.正当な事由なく第73条第1項・第2項の各号以外の後段の規定に違反した者

3.正当な事由なく第75条第1項又は第2項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽を提出した者

第97条(罰則) 次の各号のいずれかに該当する者は、500万ウォン以下の罰金に処する。

1.第18条第4項の規定に違反して、就業活動ができる滞留資格を有しない外国人の雇用を斡旋・勧誘した者(業として行う者を除く)

2.第21条第2項の規定に違反して、勤務先の変更又は追加許可を受けていない外国人の雇用を斡旋した者(業として行う者を除く)

3.第72条の規定に違反した者

4.第74条、第75条第4項・第5項又は第76条の規定に違反した者

5.第76条の6第1項の規定に違反し、又は同条第2項の規定による命令に違反した者

第98条(罰則) 次の各号の一に該当する者は、100万ウォン以下の罰金に処する。

1. 削除

1の2. 削除

2. 第27条の規定に違反した者

3. 第36条第1項の規定に違反した者

4. 削除

5. 削除

第99条(未遂犯等) ①第93条の2、第93条の3、第94条第1号・第2号・第2号の2・第9号及び第95条第1号の罪を犯す目的で、予備又は陰謀した者及び未遂犯は、各々の該当する本罪に準じて処罰する。

②前項の規定による行為を教唆又は幫助した者は、正犯に準じて処罰する。

第99条の2(難民に対する刑の免除) 第93条の3第1号、第94条第2号・第3号・第4号・第8号又は第95条第3号・第4号の規定に該当する者が、その違反行為をした後遅滞なく事務所長又は出張所長に、難民協約第1条A(2)に規定された理由により、その生命・身体又は身体の自由を侵害される恐れのある領域から直接入国又は上陸した難民であり、その恐怖により当該違反行為をした事実を直接申告する場合、その事実が立証されたときは、その刑を免除する。

第99条の3(両罰規定) 法人の代表者又は法人又は個人の代理人・使用人その他従業員が、その法人又は個人の業務に関して、次の各号のいずれかに該当する違反行為をしたときは、行為者を罰する他、その法人又は個人についても、各々の該当条文の罰金刑を科す。

1. 第94条第2号の3の規定による違反行為

2. 第94条第5号の2・第10号の規定による違反行為又は同条第9号の2の規定による違反行為のうち、第33条の2第1号の規定を違反した行為

3. 第95条第6号の2の規定による違反行為

4. 第96条第1号から第3号の規定による違反行為

5. 第97条第4号の規定による違反行為

第100条(過怠料) ① 次の各号のいずれかに該当する者は、200万ウォン以下の過怠料に処する。

1.第 19 条の規定に違反した者

2.第 19 条の 4 第 1 項又は第 2 項各号のいずれかに該当する規定を違反した者

3.過失により第 75 条第 1 項又は第 2 項の規定による報告をしなかった者

②次の各号の一に該当する者は、100 万ウォン以下の過怠料に処する。

1.第 35 条又は第 37 条の規定に違反した者

2.第 79 条の規定に違反した者

3.第 81 条第 2 項の規定による出入国管理公務員の帳簿又は資料提出要求を拒否又は忌避した者

③次の各号の一に該当する者は、50 万ウォン以下の過怠料に処する。

1.第 33 条第 2 項の規定に違反した者

2.この法律の規定による各種申請又は申告において、虚偽の事実を記載又は報告した者

④第 1 項から第 3 項の規定による過怠料は、大統領令で定めるところにより事務所長又は出張所長が賦課・徴収する。

⑤第 4 項の規定による過怠料処分に対し不服のある者は、その処分の告知を受けた日から 30 日以内に事務所長又は出張所長に対し、異議を申し立てることができる。

⑥第 4 項の規定による過怠料処分を受けた者が、第 5 項の規定により意義を申し立てたときは、事務所長又は出張所長は、遅滞なく管轄法院にその事実を通知しなければならない。又、その通知を受けた管轄法院は、非訟事件手続法による過怠料の裁判を行う。

⑦第 5 項の規定による期間内に異議を申し立てず、過怠料を納めないときは、国税滞納処分の例により、これを徴収する。